

17 号池魚住みんな公園スポーツ施設管理基準

（目的）

第 1 条 この基準は、明石市都市公園条例並びに同施行規則に定めるもののほか、多目的グラウンド、緑のグラウンド会議室及び更衣室棟（附属設備を含む。以下「スポーツ施設」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

（責任者）

第 2 条 指定管理者は責任者を置く。

（開場日及び開場時間）

第 3 条 責任者がスポーツ施設の管理上特に必要と認める場合は、市と協議の上、開場日又は開場時間を変更することができる。

（利用の申込み）

第 4 条 スポーツ施設の利用は、利用許可申請書に必要事項を記載し、申込むものとする。

2 申込みは、利用の日の 2 月前の月の初日から受付ける。ただし、スポーツ施設の利用促進に寄与し、公益上必要と認める場合においては、責任者と市が協議の上、それ以前においても受付けることができる。

3 申込みは、明石海浜公園において、毎月の開場日の初日の午後 2 時 30 分に翌々月の利用の抽選会を行い、その後は先着順に受付ける。ただし、利用の抽選日においては電話での予約は受付けない。

4 スポーツ施設の利用申込みは、開場日の午前 9 時から開場時間終了時の 1 時間前まで、17 号池魚住みんな公園管理棟（以下「管理棟」という。）もしくは電話で受付ける。郵便、インターネット等による予約申込みは受付けない。

5 使用料の納付は窓口もしくは口座振込とし、納付期限を過ぎても納付確認できない場合、予約の取消を行い、翌月の電話予約を受付けないものとする。

（利用申込みの特例）

第 5 条 利用の内容が次の各号の一に該当する場合においては、毎年度 12 月 28 日までに翌年度の利用に係る申込みをすることができる。

（1） 明石市が主催又は共催する行事に利用する場合

（2） 当該施設を管理する指定管理者が主催又は共催する行事に利用

する場合

(3) 明石市体育協会に加盟している団体及びこれに準ずる団体が主催する行事に利用する場合

(4) その他責任者が公益上特に必要と認める行事に利用する場合

2 前項の利用申込みにかかる許可にあたっては、責任者は、市と協議の上、必要と認める場合において、事前に関係者で構成する調整会議を開催するものとする。

3 調整会議の構成員は、市と協議の上、責任者が定める。

(許可制限等)

第6条 責任者は、スポーツ施設の利用の公平を期するため必要と認めるときは、利用申込みの内容を制限することができる。

2 管理上支障があるときは、利用を中止又は禁止することができる。

3 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をするおそれがある者及びこれらのおそれのある物品又は動物等を携帯する者等利用者が明石市都市公園条例、同施行規則及びこの基準に違反した場合は、利用者の責に帰すべきものとして利用許可しないことができる。

(特別の設備)

第7条 利用者は、スポーツ施設に特別の設備をしようとするときは、責任者の許可を受けなければならない。

2 責任者が必要と認めるときは、利用者に特別の設備をさせることができる。

3 前項の費用は、利用者の負担とする。

4 利用者は、特別の設備をしたときは、使用後直ちに、自己の負担において、これを撤去し、かつ、原状に復さなければならない。

(損害賠償等)

第8条 利用者は、スポーツ施設の利用に関して、施設、設備若しくは器具等を損傷、汚損、破損又は滅失したときは、当該行為が何人によるものであっても、管理者の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、スポーツ施設を利用するにあたり、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用を開始するときは、利用責任者は、管理棟へ許可書を提示し、

係員の指示に従うこと。

- (2) 利用許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (3) 利用許可を受けた設備、器具以外のものを使用しないこと。
- (4) 設備、器具等の設置、移動、撤去及び清掃作業は、係員の指示を受け、利用者において行うこと。
- (5) 許可時間は必ず守り、利用に係る準備及び原状回復等は、すべて許可された利用時間内に行うこと。
- (6) 施設保護のため、スポーツ施設の利用に適したスポーツシューズを使用すること。
- (7) 施設、設備、器具等を損傷、汚損、破損又は滅失しないよう注意すること。
- (8) 利用中に第三者に損害を与えたときは、利用責任者は、管理棟へその旨届出ること。
- (9) 利用が終了し、原状回復等が完了したときは、利用責任者は、管理棟へその旨届出ること。
- (10) 利用者は、火災及び盗難の防止、他人に迷惑を及ぼすおそれのある者に対する入場拒否等、スポーツ施設内の秩序を維持するために必要な注意を払うこと。
- (11) 許可なくスポーツ施設内で、物品の販売、寄付の募集、宣伝等の行為を行わないこと。
- (12) 許可なくスポーツ施設内に、ポスター、旗、幕、看板等を貼付、掲示又は設置しないこと。
- (13) 許可なくスポーツ施設内で、火気の使用、喫煙、飲食又は飲酒しないこと。
- (14) 係員の指示及び注意表示に必ず従うこと。

(使用料徴収の特例)

第 10 条 使用料の徴収にあたっては、官公署等が利用する場合においては、後納とすることができる。

(使用料の減免)

第 11 条 スポーツ施設の使用料の減免は、別表のとおりである。

(使用料の還付)

第 12 条 既納の使用料は、管理上の支障等利用者の責に帰することのできない理由により、利用できなくなった場合その全部又は一部を還付す

ることができる。

(1) 許可時間開始前のとき

全 額

(2) 許可時間内のとき

残 額

2 前項による使用料の還付は、還付請求書（利用許可書を添付すること。）の提出により行うものとする。

（公安委員会等の許可書）

第 13 条 利用者は、公安委員会等の許可を要する行事又は集会等を開催しようとするときは、その開催に必要な許可を受けたことを証する書類の写しを申請書に添付しなければならない。

（管理業務の一部委託）

第 14 条 スポーツ施設の管理を円滑に行うため、当該管理業務のうち、施設の警備及び清掃、設備機械の管理、駐車場の整理等の業務については、市と協議の上、特定の者に委託することができる。

（飲食物の販売）

第 15 条 責任者は、利用者への便宜供与のため、市長の許可により移動販売車又は自動販売機により飲食物等を販売することができる。

2 責任者は、廉価で良質な飲食物を販売するため、市長が必要と認めるときは、当該飲食物等の提供業務を特定の者に委託することができる。

（公衆電話の設置）

第 16 条 責任者は、利用者への便宜供与のため、市長の許可により公衆電話を設置することができる。

（スポーツ教室等の開催）

第 17 条 責任者は、市民の健康の増進及び体力の強化並びにスポーツの振興に寄与するため、スポーツ施設の一般使用に支障のない範囲内で、各種のスポーツ教室及びだれでも参加できるイベント等を開催することができる。

（雑則）

第 18 条 この基準に定めるもののほか、スポーツ施設の管理上必要な事項は、市と協議の上、責任者が定める。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 公園施設使用料等の免除等の取り扱いについて

減 免 対 象				施設使用料	付属設備	冷暖房設備電源
(1) 本市が主催する行事に有料公園施設を利用するとき。(対象大会等)						
明石市中学校総合体育大会	明石市高等学校総合体育大会	明石市主催指導者養成講習会	明石市学童水泳記録会	全額免除	全額免除	免除なし
明石市スポーツ少年親善交流スポーツ大会	スポーツクラブ 21 交流フェスティバル	明石市スポーツフェスティバル	明石市民ショートテニス大会			
小学生ニュースポーツ大会	(東播地区中学校総合体育大会)					
(2) 国及び地方公共団体が、公益のため都市公園(有料公園施設を除く)を利用するとき。				全額免除	全額免除	免除なし
(3) 本市が共催する行事に有料公園施設(プール及び夜間照明設備を除く。)を利用するとき。				半額免除	半額免除	免除なし
(4) 学校教育法第1条に規定する市内の学校が、学校行事として有料公園施設(プール及び夜間照明設備を除く。)を利用するとき。						
学校行事 (クラブ活動) 土日及び祝日以外	* 学校長名で申請する。 * 利用責任者は、教諭とする。 * 利用許可申請書の受付は、利用日の1ヶ月前からとする。			半額免除	半額免除	免除なし
18時までの 3時間以内	明石海浜公園テニスコート	一か月前から前日の申込分		4面3時間まで半額免除		
		当日一般利用者の予約が少ない場合		2面3時間まで追加免除できる		
	魚住北公園テニスコート	一か月前から前日の申込分		2面3時間まで半額免除		
(5) 市長が指定する少年団体が公益上の目的で有料公園施設(プール及び夜間照明設備を除く。)を利用するとき。						
子ども会 ボーイスカウト・ガールスカウト 明石リトルリーグ 明石ジュニアソフトボール同好会及びこれに類するもので、活動主体が小学生以下のもの 明石市体育協会加盟種目団体で活動主体が小学生以下のもの 中学生スポーツクラブ				半額免除	半額免除	免除なし
(6) 心身障害者及びその介添者が有料公園施設(夜間照明設備を除く。)を利用するとき。				半額免除	半額免除	免除なし
(7) その他市長が特に必要と認めるとき。(プール及び夜間照明設備を除く。)						
明石市内の保育所、こども園(認可を受けている者に限る)の行事(プールを除く。)に利用する場合				全額免除	全額免除	免除なし
明石市内の小規模保育事業所の保育所行事(プールを除く。)に利用する場合				全額免除	全額免除	免除なし
明石市の行政における協力組織(自治会、公園愛護会、子ども会、青年団、消防団員等)が地域の用に供するため都市公園(有料公園施設を除く。)を使用する場合				全額免除	全額免除	免除なし
市長が指定する少年団体が公益上の目的をもって、明石市全域の同一団体に実施する大会等の行事で、有料公園施設以外の都市公園を使用する場合				全額免除	全額免除	免除なし
文化・スポーツ室スポーツ振興担当が指定する明石市体育協会主催の大会				半額免除	半額免除	免除なし
教育委員会、文化・スポーツ室スポーツ振興担当が指定する大会				半額免除	半額免除	免除なし
指定管理者が、公益目的のため利用する場合				主催＝全額 共催＝半額	主催＝全額 共催＝半額	免除なし
市の他部署からの要請があり、かつ公共目的の為に利用する場合				半額免除	半額免除	免除なし